

長 建 産 発 第 6 8 号
令 和 2 年 1 2 月 2 3 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号。）が、令和2年6月19日に公布され、同法の一部の規定が同年12月15日から施行されることに伴い「サブリース事業に係る適正な業務のためのガイドライン」等が公表されているところです。

今般、同法施行に係る通知が、全国建産連を通じ国土交通省よりまいりましたのでお知らせ申し上げます。

なお、同法においては、賃貸住宅の建設請負等の際にマスターリース契約の締結をオーナーに勧める建設業者も勧誘者に該当し、規制の対象となっておりますことを申し添えます。